

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は、大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

令和8年2月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務
②事務の概要	<p>大阪公立大学等の学生のうち、一定の要件を満たす学生は、大阪公立大学等授業料等支援制度に基づき、その授業料等の減免を受けることができる。 申請をする学生が授業料等の減免を受けるためには、生計維持者等の所得が一定基準以下であることが要件の1つとなっているため、生計維持者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、家計の経済状況に関する要件の確認を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①授業料等の減免を希望する学生の情報を各大学等から入手(入学時) ※1 ②授業料等の減免を希望する学生から、生計維持者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様の写しの提出(入学時) ③生計維持者等の個人番号をシステム内でデータ化(バーコードリーダーで読み取り) ※1 ④①や③のデータ化した情報をもとに住民基本台帳ネットワークシステムを活用し当該情報の真正性確認 ※1 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への生計維持者等の税額情報の照会 ⑥上記⑤で取得した生計維持者等の税額情報を基に、家計の経済状況に関する要件の確認及び減免額の判定 ⑦減免額の判定結果情報を各大学等へ連絡 ※1 ⑧家計の経済状況に関する要件の確認を受けた学生が引き続き授業料等の減免を希望する場合に、生計維持者等の収入状況を確認するため、各学年時の9月ごろに上記④～⑥を実施 ※なお、上記の申請に基づく生計維持者等の税額情報の確認時期(6月・9月)以外に転入や生計維持者の変更等があった場合においては、随時、授業料等の減免を希望する学生からの減免申請書や生計維持者のマイナンバーカードの写しの提出を受け、③～⑥を実施</p> <p>※1は、大阪公立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル</p>
③システムの名称	大阪公立大学等授業料等支援補助金収入判定支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
大阪公立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表第3の項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第4条第1項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[      実施する      ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条別表第3の項</li> <li>・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第4条第1項</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	副首都推進局
②所属長の役職名	副首都推進局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)            〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館            電話番号:06-6944-6066</p> <p>副首都推進局公立大学法人担当            〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所5階)            電話番号:06-6208-8880</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>副首都推進局公立大学法人担当            〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所5階)            電話番号:06-6208-8880</p>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること、不要文書を廃棄する際は特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認することを徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	評価書名	大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和4年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪府知事は、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、 ～略～	大阪府知事は、大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、 ～略～	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務	大阪公立大学等授業料等支援補助金に関する事務	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	大阪府立大学・大阪市立大学等の学生のうち、一定の要件を満たす学生は、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度に基づき、その授業料等の減免を受けることができる。 ～中略～ ※1は、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル	大阪公立大学等の学生のうち、一定の要件を満たす学生は、大阪公立大学等授業料等支援制度に基づき、その授業料等の減免を受けることができる。 ～中略～ ※1は、大阪公立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称	大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金収入判定支援システム ～略～	大阪公立大学等授業料等支援補助金収入判定支援システム ～略～	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和4年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル	大阪公立大学等授業料等支援補助金特定個人情報照会ファイル	事前	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 ～略～	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 ～略～	事後	重要な変更ではないため、実態に合わせて修正
令和5年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事前	
令和6年1月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大阪府府民文化部府民文化総務課	副首都推進局	事前	
令和6年1月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	府民文化総務課長	副首都推進局長	事前	
令和6年1月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066  大阪府府民文化部府民文化総務課大学グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階 電話番号:06-6210-9257	大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066  副首都推進局公立大学法人担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪役所5階) 電話番号:06-6208-8880	事前	
令和6年1月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大阪府府民文化部府民文化総務課大学グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階 電話番号:06-6210-9257	副首都推進局公立大学法人担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪役所5階) 電話番号:06-6208-8880	事前	
令和8年2月24日	I 関連情報	—	以下の項目を追加 「9. 規則第9条第2項の適用」	事後	様式の改正に伴う追加
令和8年2月24日	IVリスク対策	—	以下の項目を追加 「8. 人手を介在させる作業」 「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	事後	様式の改正に伴う追加
令和8年2月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	